



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成24年11月1日
第224号

発行責任者 支部長 鈴木 朋 宏
編集責任者 副支部長 鈴木 勝
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



東海の秋 (鈴木 勝 杉野嘉則)

口輪舞曲

寄席文家

寄席文字をご存知ですか？日曜夕方のTV「笑点」のあの独特の文字がそれです。日本の伝統文字（江戸文字）の一つで、その仲間には、歌舞伎の看板（勘亭流）や相撲の番付（相撲字）などいろいろな書体があります。その起源は、客寄せのビラ（寄席ビラ）からきている縁起文字です。文字自体を客席にたとえ、黒い部分がお客様、白い部分が空席ということで、空席を少なくという願いを込め余白を少なく、さらには、業績がだんだん良くなるようにと、右上がりに書きます。若い頃から落語に興味があり、寄席文字のバランスのとれたデザインがとても気に入っていたため、「あんな字が書けたらさぞ楽しいだろうなあ」と思い、文化センターの入門講座を見つけ、早々に申し込みました。

普通の筆の穂先を少しずんぐりさせた独特の筆を使うのですが、いざ、自分で書いてみると、なかなか縦線も横線も、真直ぐに書けません。気持ちが歪んでいるから字もそうなりと先生に言われる始末。コンクショーンと悪戦苦闘するも、初日はただただ線を書くだけ、まるで小学一年生に戻ったようでした。墨まみれになり寄席文字と格闘すること半年。新聞のチラシ・地下鉄の広告・町の看板etc、今まで気にもしなかったいろんな字体が目飛び込んでくるようになりました。いわゆる、「アハ体験」ですね。新しいことを始めると、思いもよらない、いろいろなモノが見えてくるんです。みなさんも新しいアハを発見してみませんか？

(合 橋 清)

9月の支部研修

(平成24年9月14日開催)



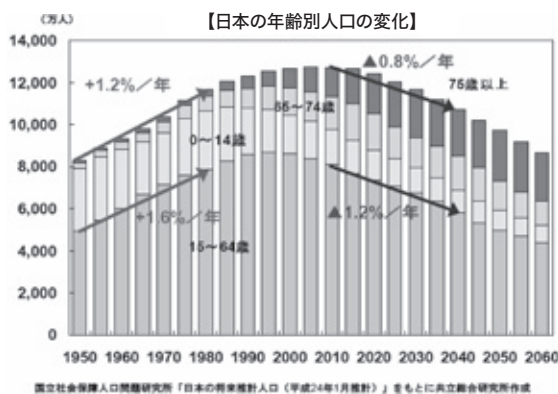
「どうする、どうなる東海経済」

共立総合研究所
副社長 名古屋オフィス代表 江口 忍氏

I. 東海経済の前に日本経済の話を

今後の日本経済を考える上で、その前提として3つのグラフを紹介します。第一は、日本の年齢別人口の変化のグラフです。次の【図表1】の通り、進む少子高齢化と、減りゆく総人口の趨勢が理解いただけると思います。特に15歳から64歳までの労働人口が1990年代から2000年代をピークとして、毎年1.2%ペースで減少し続けます。一方で、今後75歳以上の人口が一気に増えることが予測されております。

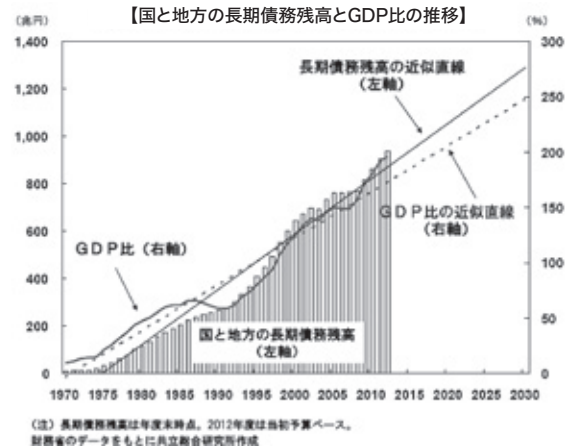
【図表1】



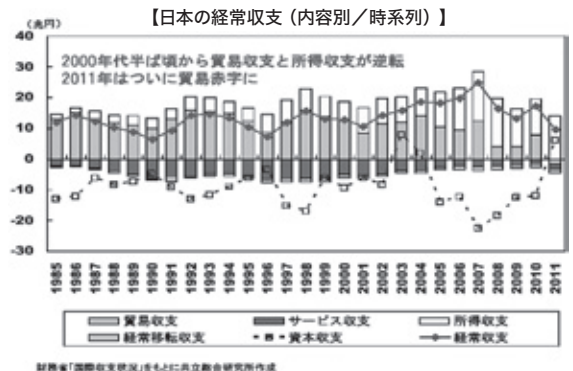
第二は、国と地方の長期債務残高とGDP比の推移のグラフです。次の【図表2】の通り、このまま行けば財政破綻は避けられないことが理解いただけると思います。

第三は、日本の経常収支の推移のグラフです。我が国の「貿易立国」は過去のことになっていることが理解いただけると思います。2000年代半ば頃から貿易収支と所得収支が逆転しており、2011年においては、ついに貿易赤字になっております。

【図表2】



【図表3】



II. 2030年の日本経済の姿は？

—経団連系シンクタンクの衝撃予測—

日本経団連「21世紀政策研究所」の長期経済予測によると、今のままでは2030年の日本経済は惨憺たる状況が想定されています。2011年11月発行『2030年の産業・雇用構造』では、成長率、GDP、為替レート、物価上昇率、そして失業率において、いずれも今の日本経済からは想像もつかないような衝撃的な数値が示されています。

また、同誌では2030年における日本型サラリーマン社会のイメージが分析されていますが、現状のサラリーマン層のうち、上位の20%が成功者層を形成し、一方で下位45%もの階層を「はみだし階層」と称して、

無職者、失業者、臨時雇い、ホームレス化と予測して、貧富の差が拡大することが示されています。

III. 今後の東海経済はどうか

—東海経済の将来を考える「6つのキーワード」—

●キーワード①「自動車」

東海経済は「トヨタ次第」で良くも悪くもなり、自動車の生産が1割減ると、愛知県の経済成長率は3%低下し、10万人の雇用が消えるといわれています。このようななかで、常勝トヨタにも翳りが表れてきており、超円高、韓国勢の追い上げ、そして、中国市場での出遅れ等によって、今後、国内生産300万台維持は困難になると考えられます。しかも「東北シフト」や「モジュール化」も、東海経済には悪材料となっており、今までにない「クルマ」を生み出していくことが、国内生産を維持するためには必須と考えています。具体的には、「長距離が運転可能な電気自動車」や、「完全自動運転の自動車」等ですが、これら「普通じゃないクルマ」という新たな市場で日本が勝てるかどうかで東海経済の将来が決まってくると考えています。

●キーワード②「ポスト自動車」

中部地域の産業は、これまで自動車産業の集積により支えられてきましたが、生産のグローバル化や自動車の電動化など次世代自動車への転換をはじめ、急激な社会構造、産業構造の変革に直面しています。そこで中部経済産業局では、従来の特定産業に依存した産業構造から、多様な新たな成長産業により世界市場を獲得していく「八ヶ岳」構造への転換を目指し、地域を挙げた産業創出の取組として「中部地域八ヶ岳構造創出戦略」を掲げ、中部地域の特性や“強み”を活かした中部地域オリジナルの成長戦略を展開し、新たな成長に向けた開発、新事業創出等を支援していく方針を打ち出しています。

●キーワード③「空洞化」

1980年代後半から幾度が問題視されてきた「空洞化」について、主な移転先や、製品の行先は先進国市場というのがこれまでの中心でした。したがって、これまでは空洞化による経済へのダメージは軽傷で済んできました。しかし、近年の主な移転先は、中国やアジアの発展途上国が中心になっており、あらゆる部分を現地化し、桁違いのコストダウンを伴っているため、「空洞化」の質が変化しております。すなわち、「空洞化」による国内経済へのダメージは今後大きいものと予測されます。

●キーワード④「人口移動」

海外への生産移転等による空洞化の進展で、東海経済の成長を後押しした人口流入は減少の一途を辿るものと予測されます。

●キーワード⑤「中京都」より「東海州」

財政状況を考えれば都道府県の「合併」による合理化は確実と見られるものの、「中京都」（愛知+名古屋）では世界と闘えず、もっと規模を拡大して「東海州」として愛知を中心とする近隣の県による合併が望ましいと考えています。しかし、長野県、三重県、静岡県については、各県の中でも関西文化や、関東文化が混在している地域がありますので、県単位ではなく、実態に即して「東海州」を構成するべきだと考えます。

●キーワード⑥「リニア」

2027年リニア新幹線の開通によって、東京-名古屋間を40分で行き来できるようになった場合、名古屋においても、ストロー現象は不可避であると考えられます。共立総合研究所のまとめによると、ストロー現象が顕著とされる吸った側の仙台市と、吸われた側の山形市、福島市との規模（人口、エリア内総生産、年間小売販売額）を比べたところ、仙台の1に対して、山形、福島は4分の1でした。東京23区から見た名古屋の規模もほぼ4分の1であり、仙台の事例の比率に匹敵することを根拠としております。このストロー現象により、名古屋（東海地方）から流出しそうなものは、人口（富裕層中心に）、消費（買い物、レジャー）、情報、大学生、企業の本社等々が予測され、大きな危機と考えられます。

そこで、これを阻止するための方策として、東海と関西（名古屋と大阪）の連携を提案したいと思います。名古屋-大阪間はわずか138kmであり、高速道路網も充実しているため、連携に地理的優位性があります。そして、連携ができれば、人口や経済規模で関東に見劣りしないばかりか、国際空港や港湾ではむしろ「東海+関西」の方が優位になります。また、東海の「クルマ」+関西の「電池・電気」のように、優位性を持つ産業の相互補完が可能となったり、防災、外国人観光、産業振興、国際化、交通インフラ整備、電力融通など広域連携分野が拡大できます。

さらに「東海州の州庁舎」と「霞ヶ関のバックアップ機能」を名古屋に構築できれば、ストロー現象を阻止できるだけでなく、東海経済の今後に大きな効果をもたらすものと考えています。

(研修部 森 宏之)

10月の支部研修

(平成24年10月12日開催)



「税理士が知っておくべき企業のリスク ～労務・人事の現場から～」

特定社会保険労務士 位田 達哉氏

今月の研修は、特定社会保険労務士の位田達哉先生を講師にお招きし、「税理士が知っておくべき企業リスク～労務・人事の現場から～」についてご講演いただきました。

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」という。）が増加しています。そこで、職場慣行を踏まえた円満な解決を図るため、都道府県労働局において、無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行され、この法律に基づいて、総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんといった制度が用意されています。あっせんとは、当事者の間に弁護士等の学識経験者である第三者（紛争調整委員会）が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度です。

その他には、解雇や給料の不払など、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルの実情に則し、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的と

して労働審判といった制度も用意されています。労働審判手続は、労働審判官（裁判官）1人と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する労働審判員2人で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、原則として3回以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停による解決に至らない場合には、事案の実情に則した柔軟な解決を図るための審判（判決）を行うという紛争解決手続です。

愛知労働局の発表（平成23年度施行状況）によると、あっせん申請受理件数は425件（対前年度4.7%増）、申請内容の内訳は、解雇（29.2%）、いじめ・嫌がらせ（16.9%）、労働条件の引下げ（10.6%）、雇い止め（10.4%）、退職勧奨（9.9%）などとなっています。特に、いじめ・嫌がらせ（パワハラ）については最近非常に多くなってきていますので注意していただきたいと思います。

また、あっせん実施件数は241件（あっせん参加率56.7%）、うち合意成立件数は152（63.1%）となっていますが、あっせんが実施されなかった184件（425件－241件）については、労働審判など多くの時間と費用がかかる手続に移行する可能性がありますので、なるべくあっせんに参加していただく方が賢明だと思います。

次に、個別労働紛争対応上の留意点及びその予防についてどうな注意点があるかということですが…例えば、労働条件通知書については、採用関連・試用期間、有期契約労働者の契約途中解約、労働契約の更新、不利益変更などの項目が、整理解雇に関しては、人員整理の必要性、解雇回避努力義務、被解雇者選定の合理性、手続の妥当性といった「整理解雇の4要素」が、長期病欠者に関しては、休職事由、休職期間、中断の扱い、復職手続などの項目を要点とした休職規定の充実が、労働契約の解消においては、合意による自己都合退職が不可能であれば推奨による合意退職を検討するといったことなどが注意点として考えられます。

●その他、昨今の労務に関する問題から（各種法改正を中心に…）

厚生労働省より公表された平成23年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によると、精神障害の労災請求件数が3年連続で過去最高を更新した

そうです。この精神障害の労災認定については、①認定基準の対象となる精神障害を発病している→②業務による心理的負荷の評価→③業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価という流れを経て判断されることとなります。特に、②で使用される「業務による心理的負荷評価表」には、心理的負荷の強度「弱」「中」「強」と判断する具体例が明示されていますが、「強」に該当する場合には基本的に労災認定となるということですので参考にしていただければと思います。

平成24年8月10日に公布された「労働契約法の一部を改正する法律」では、有期労働契約について、①無期労働契約への転換、②「雇止め法理」の法定化、③不合理な労働条件の禁止という3つのルールを規定しています。特に、ポイントとなるのが①ですが、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールとなっています。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案では、受給資格期間を10年に短縮すること、短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行うことなどが主要項目とされています。

労働者派遣法の改正により、平成27年10月1日より「労働契約申込みみなし制度」が施行されます。これは、派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点において、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込み（直接雇用の申し込み）をしたものとみなす制度です。また、「均衡待遇の確保に向けた派遣元事業主への協力」や「派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置」などの事項も新たに派遣先に課されることになりました。

平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るための「高年齢者雇用安定法」が施行されます。特に、65歳未満の定年を定めている事業主が、高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合、現行の法律では、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができますが、今回の改正でこの仕組みが廃止され、平成25年4月1日からは、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要となります。（ただし、経過措置あり。）

（研修部 米津 寛登）

書面添付制度に関するアンケート集計結果について

支部書面添付普及推進担当者 倉地 茂雄

過日実施いたしました「書面添付制度に関するアンケート」集計結果について報告させていただきます。

総回答数 …… 37

1. 法第33条の2に規定する書面添付の実践についてお聞かせください。

既実践している …… 19
 一年以内に実践予定 …… 5
 実践しない …… 13

実践しない場合その理由を具体的にご記載ください。

（記載順序 順不同）

- コスト(費用・時間)に対する収入が期待できない
- 進め方にまだ自信が持てない
- 顧問先で書面添付を希望するところが今までなかったから
- 以前の様な「確認書」1枚にしてほしい
- 顧問先の要望がない
- 具体的な添付につき知識が不十分であるため(現状)
- 自己作成の書類の確認には限界があると思うから
- 書面添付の事業規模の顧問先が現時点で存在しない
- 手数の割にメリットが感じられない
- 時間的に余裕がない、申告内容の分析照合に完全にできない

2. 既実践している方にお聞きします、意見聴取を受けたことはありますか。

ある …… 12
 ない …… 7

3. 支部で書面添付制度の勉強会があれば参加されますか。

参加したい …… 23
 参加しない …… 13
 個別に相談したい事項がある …… 0
 その他(その時に考える)

4. 書面添付制度についてご意見・要望等をお聞かせください。

（記載順序 順不同）

- 士業間の競合という現実的に対応も必要とは思いますが、根本的に代理と調査(監査)とは両立しない
- 添付納税者(相続税)調査を受けたが税務署の対応が不十分であり、署員の指導が必要と感じた。(意見聴取が不十分であり、相続人に会いたいとの理由が調査着手の理由であり、又、「相続税の添付はめずらしい」が、調査理由であった)
- 税務署の現場担当調査官がどの程度重視しているのか
- 意見聴取はあるが、開業以来7年間実地調査はない、とても良い制度だと思う
- 以前の様な「確認書」1枚にしてほしい
- 顧問先と当所に信頼関係があれば添付は不要である

【コメント】

ご協力ありがとうございました。

今回のアンケート及び貴重なご意見は、今後の書面添付制度推進活動に生かしていきたいと思っております。また勉強会への参加に多くの関心をいただき、早速勉強会実施へ向けて準備を進めていきます。

ご意見の中には「書面添付制度の目的」の理解とは異なる意見もあるかと思いますが、勉強会等においても会員各位の意見を伺いながら書面添付制度の再確認をし、については書面添付制度の推進に結びつけられればと考えております。今後ともご協力よろしくお願い申し上げます。



new members



長久手1班

谷口 一直

昭和支部の皆様、はじめまして。今年の8月に税理士登録が完了し、昭和支部に入会させて頂きました谷口一直と申します。現在、長久手市にある神谷守俊税理士事務所において補助税理士として勤務しております。このたび、無事税理士登録ができましたのは所長や職場の方々をはじめ、数多くの皆様のご支援のおかげであり、心より感謝しております。

私は、平成6年9月に今の事務所に採用して頂きました。採用された当初は、まだ簿記の2級に合格したばかりで、実務経験もなく、税理士試験の受験経験ありませんでした。所長をはじめ先輩方からまさに手取り足取り教えて頂きました。学費もさることながら、相当な年月を費やしました。念願が叶った今、大変嬉しい気持ちと同時に税理士という職責の重みを感じております。これまでは税理士登録を目標にしてきました。これからは、多くの関与先様から信頼される税理士になることを目標に、日々努力していきたいと思えます。

私生活では、ジョギングに凝っています。税理士を目指した頃から始めたジョギングが、徐々に距離が伸び、ハーフマラソンに参加できるくらいになりました。ジョギングの良さは、いつでもどこでも一人でもできる手軽さにあると思います。諦めずに歩を進めさえすれば確実にゴールに辿り着けます。そこから得られる達成感、丁度私の税理士登録までに至った道のりと相通ずる気がします。

まだまだ知識・経験ともに未熟者であり、何かと皆様のお世話になることが多いと思えますが、よろしくご指導を賜りますようお願い申し上げます。



日進2班

田中 晴夫

はじめまして、このたび昭和支部に入会いたしました田中晴夫と申します。

42年余り勤務した国税の職場をこの夏に退職し、日進市で開業しました。これまでとは異なる立場で税と向き合うこととなりますが、どうぞよろしくお願ひします。

私は、静岡県・浜名湖のほとりの小さな町の出身ですが、15年ほど前に昭和区の鶴舞からこの日進市に転居してまいりました。当時の日進市は、人口が6万人に達しようとする頃で、あちらこちらにのどかな田園風景が広がっておりましたが、15年後の現在では、急速に住宅建築が進み、人口も8万5千人を超えてなお増加傾向にあります。すっかり様変わりした周囲の景観から、15年という時の経過の速さとその変化の大きさに驚かされています。また、変化の中にある者は、毎日少しずつ周りが変わること案外気付かないものであるということについて、改めて考えさせられています。

税の持つ意義及びその重要性は変わるものではありませんが、社会は、時の経過と共に常に変化しています。税を取り巻く環境も近年大きく変化しており、税務に関する専門家としての税理士の職責も、ますますその重要性が高まっております。

変化を正しく認識し、常に時代に適応するためには、また公正な立場を貫き、信頼される税理士となるためには、更に自己研鑽に努めることが肝要であると思っています。

微力ですが、名古屋税理士会及び昭和支部の発展に少しでもお役に立てるよう努力してまいりますので、ご指導ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

Local News



～東郷町編～

稲垣 正

2012年8月8日、ロンドンオリンピック日本女子バレーが中国に接戦の末、勝利した翌日です。8月10日、なでしこジャパンが銀メダル！寝不足のなかで原稿を書きました。

今回は、皆さんに私の元気の素となっている愛知池を紹介します。



平成9年4月愛知郡東郷町の白鳥に事務所を建てました。愛知池への玄関口に向かう通りに稲垣会計事務所があり、近郊に愛知警察署や和合ゴルフ場、愛知牧場があります。

事務所が所在する東郷町は現在人口約4万2千人で、周辺の日進市・みよし市・長久手市のように市政をめざしています。町の予算は約100億、みよし市の200億の半分の財政です。

私の通勤路は、朝、三好ヶ丘から東名高速道路を潜り、愛知大学旧名古屋校舎玄関前から緑の豊かな愛知池左岸の湖水沿いの街道を経て事務所へ、帰路は右岸の名鉄豊田線米野木駅から湖畔に位置するNEC・デンソー基礎研究所・愛知牧場をめぐるコースで、毎日爽快な景色に仕事の疲れを癒されています。

愛知池(あいちいけ)は日進市・東郷町・みよし市にまたがる二級河川境川水系前川に建設された愛知用水の調整池、高さ31メートルのアースダムで正式名称は東郷調整池です。その愛知用水(あいちようすい)は、岐阜県の八百津町から知多半島南端の南知多町に至

る112キロメートルの幹線水路と、この幹線水路から分岐して農業用の水を導く支線水路1,102キロメートルからなります。水源は長野県大滝村と木曾町にまたがる牧尾ダムほか2つのダムです。3ダムは木曾川水系に属しており、幹線水路は可児市を経て、犬山市、小牧市、春日井市、名古屋市守山区、尾張旭市、瀬戸市、長久手市を経て自然豊かな木曾川の水を知多半島まで送り続けています。

愛知用水の歴史は、1961年に完成し、大きな河川がなく水不足であった知多半島地域への用水運動が発端で、世界銀行の融資を受けアメリカの進んだ土木技術・建設機械を用いて建設されました。愛知用水はため池に頼っていた尾張丘陵部、知多半島の農業生産や井戸に頼っていた住民の日常生活を著しく向上させ、海水交じりの井戸水を飲んでいた知多半島南部・日間賀島・篠島・佐久島の住民に感謝されています

愛知池の周囲には散策路があり、1周7.415キロ、休日には多くの方がウォーキングやジョギング・散歩を楽しんでいます。湖面は漕艇競技場として利用されて毎年レガッタ大会が開催されます。また左岸には東郷町民大会が行われる愛知池運動公園があり、2003年8月3日に「2005年愛・地球博地域連携プロジェクト万博600日前祭りin愛知池」というイベントが開催され参加しました。禁止事項であった花火の打ち上げ、和太鼓、ソーラン踊り競演など盛大に盛り上った思い出の地でもあります。

もう此処へきて15年も経ちました。東郷町は緑も多く自然豊かな地域です。風や水、土の香りがとても心地よく住みやすいところです。これからも地域の皆さんに貢献できる会計事務所になるよう精進します。会員の皆さん、是非お立ち寄りください。広州の中国茶でお迎えます。



【9月の月例集会】

平成24年9月14日(金) 午後1時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. e-Taxの活用依頼について
2. 申告書の内容確認について
3. 資産税関係の相談について

(支部より連絡事項)

- 研修部：研修会の案内について
 税対部：昭和支部税務相談所等の相談員募集について
 無料相談アンケート発送について
 厚生部：秋の支部研修旅行について
 総務部：今後の予定について



【10月の月例集会】

平成24年10月12日(金) 午後1時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 国税通則法等の改正について
2. 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書
の発送日について
3. 税理士法33条の2書面添付について

(支部より連絡事項)

- 研修部：今後の研修予定について
 厚生部：支部研修旅行について
 総務部：今後の予定について
 台風17号による被害状況の情報収集について



同好会ミニ情報

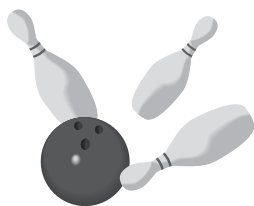
《ボウリング》

オープン大会開催

～ボウリング同好会～

8月17日のボウリング同好会発足以来、初のオープン大会には多数の参加を頂き盛り上がりました。大会優勝は三品会員でした。見事なスコアでの優勝でしたがちょっとした事件発生！なんと、松原会員がハウスボールで224ピンという脅威のスコアを出してしまいました。

また、このオープン大会を機に新たに同好会に入会していただいた会員(既にマイボールも用意されました)もみえ、楽しく活動しております。



【編集後記】

編集後記に何を書こうかと考えていた数日前、中部地方に台風が直撃し、窓ガラスがガタガタとゆれていた。

そういえば、今年も夏の終わりから初秋にかけての行事や行楽の日程の間際に、台風の進路が日本に向かい、日程を変更しなければならない事があった。

台風はこの時期だけに発生するものではないのに何故この時期はこっちに？

そんなこと一般常識なのだろうか？と思いつつも、今まで全く無関心で、なんとなく天気予報を見ているだけだったので、気になって少しだけ調べてみると・・・

春先に起こる台風は、低緯度で発生し、低緯度地方では東から西へ向かって風が吹いているので、台風はそのまま西へ進み、フィリピンへ向かう事が多い。

しかし夏になると、台風が発生する緯度が高くなり、西へ流されながら次第に北上するが、日本等が位置する北半球の中緯度地方に来ると、上空では西から東へ強い偏西風が吹いているので、台風は高気圧の周りを回って、速い速度で日本の方向へ向かってくるらしい。

そして秋が深まると、また台風の発生は低緯度へ移り、日本に向かいにくくなるようだ。当たり前のように思っていた自然現象にも、ちゃんと理由があった。

台風はその呼び方も世界各国、また地方によって様々な呼び方がある。発生メカニズムもなかなか興味深い。それは紙面の関係上、また次の機会に。

(広報部 杉野 嘉則)